

報道関係者 各位

令和8年2月4日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室
室長 齋藤 豪徳
室長補佐 篠江 貴子
(電話) 028 (634) 9109

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の 改正決定について（答申）

令和8年2月4日、栃木労働局長（川口 秀人）は、栃木県電気機械器具製造業最低工賃について、下記のとおり改正することが適当である旨、栃木地方労働審議会から答申を受けました。

答申内容は以下のとおりである。

1 適用する家内労働者

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

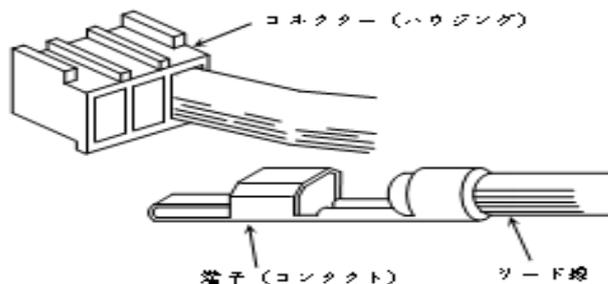
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

| 品目 | 工程 | 規格 | 金額 |
|------|------------------------------------|--------------|---------------|
| コネクタ | 差し（電線の端末ご取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。） | リード線について行うもの | 1ピンにつき 57銭 |

【部品解説図】



4 効力発生の日

上記内容は、所定の手続きを経て、令和8年4月20日発効予定

【答申に至るまでの経緯】

栃木地方労働審議会は、令和7年11月26日、栃木労働局長から栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について諮問を受け、栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（部会長 杉田明子）を設置し、県内の電気機械器具製造業等最低工賃実態調査結果、全国の電気機械器具製造業最低工賃及び栃木県電気機械器具製造業最低賃金の改正状況等を考慮し審議を重ねた結果、前記のとおり改正の答申を行ったものである。

【栃木県電気機械器具製造業最低工賃の推移】

| 発効年月日 | H7. 4. 1 | H9. 4. 1 | H11. 4. 1 | H13. 4. 1 | H20. 4. 20 | R3. 4. 20 | R6. 4. 20 |
|--------------|----------|----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 最低工賃額 (銭) | 30 | 32 | 34 | 35 | 40 | 46 | 51 |